

意見書案第 5 号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 29 年 10 月 27 日提出

議会運営委員長 渡辺英次

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものです。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところであります。

また、国では市町村主体の新たな森林整備を進める財源として森林環境税（仮称）の創設に向けた検討を進めています。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

1. 市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、「森林環境税（仮称）」を早期に創設すること。税制度の創設に当たっては、都道府県の積極的なかわりのもと、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすること。
2. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
3. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 10 月 27 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、
復興大臣、衆議院議長、参議院議長

意見書案第 6 号

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書について

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 29 年 10 月 27 日提出

議会運営委員長 渡 辺 英 次

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書

軽油引取税については、平成 21 年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使われる軽油に設けられている免税制度が、平成 27 年 3 月末で廃止される予定となっていました。索道事業者等からの強い要望により 3 年間延長措置が認められ、平成 30 年 3 月末での適用期限を迎えます。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

当市内のスキー場においても安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっています。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業など幅広い産業への経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免税措置を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 10 月 27 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、
経済産業大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長

意見書案第7号

道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書について

道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成29年10月27日提出

議会運営委員長 渡辺英次

道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書

道教委は、新たな高校教育に関する指針（2006年）に基づき、毎年度、公立高等学校配置計画を決定し、望ましい学校規模を40人学級で4～8学級として高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、2007年からの10年間で、道内の公立高校は統廃合により42校減少し、公立高校のない市町村は50と増加しました。2018～20年度の公立高等学校配置計画案でも再編・統合により40校42学級と大規模な削減になっています。

配置計画で地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大するとともに、保護者の経済的負担の増大も報告されています。また、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

これらを解消するため「通学費・制服代・教科書代」補助などの制度の実施や、やむなく町立移管とするなど、地域の高校の存続に向け努力している自治体は数多くあります。これらは本来、道教委が行うべきことであり、各自治体に責任を負わせている道教委は、すべての子どもたちに等しく後期中等教育を保障しなければならない教育行政としての責任を放棄していると言えます。

昨年度道教委は、新たな高校教育に関する指針の見直しについて検討し10月に新たな高校教育に関する指針検証結果報告書を公表しました。しかし報告書は依然として望ましい学級規模を4～8学級とし再編整備を進めることを基本としており、地域の要望や実態を全くふまえたものとなっていません。道教委はこの報告書にもとづき来年3月までに新しい指針を作成するとしています。これまでの指針の問題点を改めず、これまで同様に1学年4～8学級を望ましい学校規模、1学級40人に固執すれば、今後も統廃合が進むことは明らかであり、都市部への一極集中や地方の切り捨てにより地域間格差が増大するとともに、北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産

業・文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していくことが必要です。

よって、北海道及び北海道教育委員会においては、下記事項について実現するよう強く要望します。

記

1. 道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、現在検討している新しい指針については、これまでの指針による「序列化」「高校間格差」「地域間格差」などの問題点を抜本的に見直したものとすること。
2. 高校の学級定員を引き下げる。当面、地域の高校や定時制高校を先行的に30人以下学級とすること。
3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
4. 地域の高校を存続させるため「地域キャンパス校」については、道教委が検討している「2年連続20人を下回った場合は統廃合する」とする「基準の改悪」をしないこと。また、障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、豊かな高校教育を実現するため検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年10月27日

士 別 市 議 会

(提出先) 北海道知事、北海道教育委員会教育長